

Ⅲ. 研修カリキュラム

【 A 基礎知識 】 1. 発達障害の障害特性の理解

共通分野

国際生活機能分類（ICF）や障害者基本法を踏まえた新しい障害観の考え方について理解するとともに、法律で定めるところの「発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの）」について理解する。

◆主な内容◆

- ・ 障害観の変遷
- ・ 障害者基本法
- ・ 障害者権利条約
- ・ 発達障害の医学的診断、発達障害の教育的定義
- ・ 発達障害の概念
- ・ 発達障害の定義および特性

◆研修講座名（例）◆

「発達障害の歴史的変遷と基本的理解」（講義 90 分）

○発達障害の歴史的変遷（講義 30 分）

- ・ 親の育て方に起因するなど誤った理解がされていた過去を振り返りながら障害観の変遷を解説する。
- ・ 障害児・者の教育や福祉をめぐる、現状と課題を明らかにして解説する。
- ・ 特殊教育から特別支援教育への変遷の趣旨と意義を解説する。
- ・ ICF や障害者基本法の理念を踏まえた、医療モデルから社会モデルへの変遷を解説する。
- ・ 現在の我が国の診断基準である国際疾病分類第 10 版（ICD-10）を中心に解説し、第 11 版（ICD-11）についても触れる。

○発達障害の基本的理解（講義 60 分）

- ・ 発達障害者支援法で定めるところの発達障害について、医学的診断や教育的定義の捉え方の違いを解説する。
- ・ 発達障害の多様性と、それぞれの障害特性を、つまずきや困難さ、支援のあり方等、具体的な事例を示しながら解説する。

◆到達指標◆（教育関係者・福祉関係者共通）

初級：障害観の変遷や障害者基本法及び障害者権利条約、発達障害者支援法で定めるところの発達障害について、基本的な事項を説明できる。

中級：障害観の変遷や障害者基本法及び障害者権利条約、発達障害者支援法で定めるところの発達障害に関する基本的な事項、障害児・者の教育や福祉をめぐる問題・課題に関する内容を踏まえ、必要な取組を実践できる。

上級：障害観の変遷や障害者基本法及び障害者権利条約、発達障害者支援法で定めるところの発達障害に関する基本的な事項、障害児・者の教育や福祉をめぐる問題・課題を踏まえ、他機関・他職種と連携を図りながら具体的な支援の方法を提案できる。

参考資料

7, 20, 26, 39, 43, 99, 103, 104, 116, 117, 118, 119, 121